

別表1 補助基準単価

単位：千円

事業所等の種別 ※1		サービス継続支援事業（第3条(1)）				基準単価	協力支援事業 （第3条(2)）	
		対 象					基準単価	
		①	②	③	④		基準単価	
通 所 系	1	療養介護	○			○	1,978	989
	2	生活介護	○			○	631	316
	3	自立訓練（機能訓練）	○			○	288	144
	4	自立訓練（生活訓練）	○			○	228	114
	5	就労移行支援	○			○	221	110
	6	就労継続支援A型	○			○	279	140
	7	就労継続支援B型	○			○	294	147
短期 入所	8	短期入所	○	○			146	73
入 所 ・ 居 住 系	9	施設入所支援	○	○	○		1,013	506
	10	共同生活援助（介護サービス包括型）	○	○	○		335	167
	11	共同生活援助（日中サービス支援型）	○	○	○		259	129
	12	共同生活援助（外部サービス利用型）	○	○	○		150	75
訪 問 系	13	居宅介護	○	○			107	41
	14	重度訪問介護	○	○			175	67
	15	同行援護	○	○			60	23
	16	行動援護	○	○			106	41
	17	就労定着支援	○	○			35	17
	18	自立生活援助	○	○			19	9
相 談 系	19	計画相談支援	○				50	25
	20	地域移行支援	○				36	18
	21	地域定着支援	○				38	19

- 注 ・事業所等ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで交付することができる。  
 ・この基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用する。

※1 事業所等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで交付することができる。